

令和2年度第2回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日時 令和3年1月29日(金)13時~15時

2 場所 奈良県経済会館 大会議室

3 出席者【委員】12名(ほか随員1名)

【事務局等】17名

4 概要

会長

奈良県いじめ防止基本方針(以下、「基本方針」という。)が改定される。これを踏まえて、あらたに一步踏み出していくことになる。本協議会はいじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)に掲げられているように、学校・教育委員会の対策を中心として、各団体のご協力をいただきながら示された点について総合的に考える場である。これまでも学校現場におけるいじめの認知と課題について議論してきたが、社会総がかりで、この問題に取り組んでいく必要がある。それぞれの団体における取組も一層充実されながら、各団体の視点から貴重な意見を賜りたい。また、コロナウイルスやスマートフォンに係る喫緊のいじめの課題等についても検討してまいりたい。

はじめに基本方針の改定に係るパブリックコメント結果報告をお願いする。

事務局

2年間にわたり本協議会で協議いただいた。昨年12月15日から1月13日の約1か月間にかけて、改定案に係る意見募集(パブリックコメント)を実施したところ、提出意見はなかった。

なお、委員の皆様にも案内させていただいたところ、教師から児童へのパワハラや暴力といったいじめに当たるような話についてご意見をいただいた。前回の協議会でもご意見をいただいていたが、いじめの定義自体が児童生徒間とあり、直接的な記載は難しいところである。基本方針の16ページから17ページにかけて、教職員が備えるべき素養を記載した。今回追記した教職員が備えるべき素養を踏まえながら、児童生徒への生徒指導に当たっていただきたいと考えており、そのような整理で進めさせていただきたい。

また、改定した基本方針は各学校にも周知し、その際に教職員への研修等も徹底していただきたいと考えている。年度内には、学校をはじめ関係機関等にも周知をしたい。

A委員

具体的にどのように取り組むか、教員免許更新時に必須科目として、いじめられている子供たちに対する直感力を養うプログラムでもあればいいと思う。各学校で取組もなかなか難しいと思うので、県として学校現場に対するプログラムがあってもいいのかなと思う。

会長

ご指摘の点は後の議題とも関連し協議したい。また、概ね3年で見直しを行うとあるので、本協議会でも検討する。

(1) 学校現場におけるいじめに関する調査結果について
事務局〔資料1に基づいて説明〕

1は、1,000人当たり認知件数である。全国、本県とも増加傾向である。法に基づき認知をしているが、資料2の中で、体制作りや取組が少し遅れをとっているところは認知件数が多いというレポートもある。そういったことを踏まえて、件数が上がり続ければよいというものではないので、今後の対策を検討しなければならないと考えている。

4の解消率は2年連続で低下している。いじめが解消しきれていないところが、大きな課題であると考えているが、この解消についてこそ質が求められるものだと思っている。いじめ解消の定義は、いじめが止んでいる状態が目安として3か月以上継続していることと、被害者が心身の苦痛を感じていないことの両方が、満たされるという状態である。こういった状態が完全に確認できるまで、安易に解消と判断しないという点や、いわゆる修復的手法、また正義に基づくようなアプローチがどれだけこの認知の中でできているのか、そういった質を今後は見ていかなければならないと考えている。

5の発見のきっかけでは、本県の特徴は「アンケート調査など学校の取組により発見」が全国と比べて非常に高いことである。この問題行動調査の分析から、アンケート調査による発見が多い県ほど、全体の認知件数が多いという傾向がある。本県においては、このアンケートによる認知については、比較的進めることができているが、今後、このアンケートを改良するなどして、いじめをどう捉えていくか検討が必要だと考えている。

A委員

3の学年別認知件数で、小学校2年生が最も多いが、毎回そういう傾向があるのか。

事務局

例年と変わらない傾向である。子供たちの社会性が伸びていく、また、規範の心の中の体系が作られていく心の変化の中で、小1から小2にかけて増えていると思う。

A委員

もしこのような傾向があるならば、小学校1年生に重点的にいじめ対策を行うことが大事である。もう1点は、5の発見のきっかけだが、「学級担任が発見」が非常に少ない。奈良県の学校の先生の認知力が低い可能性はないのか。アンケートで発見することも、大事かもしれないが、学級担任が子供たちを見て、感じることも大事である。「学級担任が発見」は、以前から全国と比べて半分ぐらいしかなかったのか。

事務局

発見のきっかけは相対的なものなので、「アンケートにより発見」の割合が高くなると、「学級担任が発見」が減ることになる。そこで、割合ではなく、生徒数を分母にして、1,000人あたりで、「学級担任が発見」したのは何人か計算したところ、全国は4.9人、本県は3.4人であった。極端に本県だけが低いという状況ではない。

A委員

「アンケートにより発見」の割合が高いと、「学級担任が発見」が埋もれてしまうのは確かにあるが、生徒数からみれば「学級担任が発見」した人数も少し低いので、学校の先生に対する指

導は進めていただきたい。

B委員

認知件数の増加傾向は、いじめそのものに対する認知が進んでいることであるが、小学校で顕著であり、いじめが低年齢化してきているのではないかと危惧する。小学校2年生が最多という箇所は全国と同じ傾向であり、子供の社会性がちょうど伸びるタイミングで、遊びの延長線上なのか、それとも、個別差が出て表現の誤りがあり、いじめという形で表れているのかもしれない。気になるのは、解消率が2年連続低下というところで、いじめの中身が陰湿化してきているとか、もしくは表面化が困難になってきているのではないかと危惧している。

また、高等学校で、パソコンや携帯電話、いわゆるスマホでの誹謗中傷が如実に出ることに ついて、単純にいじめという対応ではなく、いわゆるスクールハラスメントに近い状態になってきているのではないか。どのように早期発見し、対応しているのか伺いたい。

事務局

3の学年別の傾向で、小学校に低年齢化しているというご指摘だが、認知率が上がっていることはいじめの芽を初期の段階から拾おうとする姿勢で、小学校での児童間のトラブルもいじめの芽と認知することが増えてきて、こういった傾向が出てくると思う。今後もこの傾向は続くと思う。

解消率については、まだ整理ができていないが、どのような解消をしているのか、本当に関係修復を目指して、対話的に質の高い解消を追求していくべきだと考えている。

6の態様でパソコン等も例年、小中高と順に率が増えている。高校におけるスマホ等に関する指導を実施しなければならないが、高校になるまでが重要だと考えている。小中で道徳が特別の教科となり教科書も使われるようになり、その中で携帯電話に関する教材等もある。その指導の積み重ねが対応の要であると考えている。

教育長

低年齢化していることを確認する資料としては、重大事態化があると思う。重大事態が何件発生して、それに対する解消がどうなっているのか、ここの観点からの資料はない。

例えば消しゴムをとられた。それで心理的苦痛を感じてなければ、いじめでなくなる。しかし、我々は消しゴムをとられたら子供は嫌な気分になるから、心理的に嫌な思いをもったら、いじめとカウントしていく。だから低学年の中にそういうものがたくさん入っている。重大事態がどうなっているのかという観点から分析したい。

会長

解消率の点や重大事態から低学年のいじめを見ていくと回答いただいた。引き続き、次回の協議会では重大事態の数も含めて提示いただきたい。

(2) 今後のいじめ対策の取組について

会長〔資料2に基づいて説明〕

次に、奈良県のいじめ対策がどういう位置にあるのかを紹介する。

9ページの表は、いじめ防止基本方針の策定やセンター職員一人あたりの児童生徒数はど

うかといった観点から各都道府県比較した結果である。平成25年度は最下位であったが、平成29年度では全国では質的に2番目の位置にある。

11ページの表は、プロセスの評価である。奈良県は下から10番目の位置にある。これを受けて、いじめ防止基本方針の改定、県教委作成のいじめ対応マニュアルをホームページで見付けやすくする等の対応をしていただいた。その結果、上から2番目のグループに入ることとなる。各委員の皆さまや県教委の努力で、徐々にいじめ対策が充実してきているのではないかと。

事務局〔資料3に基づいて説明〕

学校におけるいじめの認知と初期対応の課題に対して、教育研究所の研修講座や各学校の校内研修等でいじめに関する研修を実施している。特に、事例検討が重要だと考えているが、基礎的なものとして、「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」や「いじめのサイン発見シート」を使いながら、研修を進めている。

また、毎年12月をいじめ防止強化月間と定めている。主な取組として、アンケートの実施やいじめ対策会議の開催等を挙げている。解消率も十分意識した取組にしたいので、12月でその年度内に起こった未解消事案の追跡を年度末に向けて行っていきたい。さらに、本県での大きな事案であった12月4日の高校生の転落事案に合わせた取組として、県教委では今年度から研修会を始めたところである。次年度は市町村教委の皆様にもご協力いただきながら取組を進めてまいりたい。今後こういったスケジュールを各学校でも組んでいきたいと思う。その契機になるのが、いじめ防止基本方針の改定であり、このタイミングを十分活用して、各学校にいじめ防止対策の整備を求めていきたい。

事務局〔資料5に基づいて説明〕

新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化し、社会状況、生活環境、様々な変化が子供たちに及ぼす影響が問題となっている。その中で、子供たちが不安やストレスを解消するために、他を責めたり傷付けたりすることなく、互いを認め合うことができるようなプリントを学校現場に配布している。自粛生活の中で、一人一人の感情を素直に出し合い、自分が頑張っていることをクラスの子供たちと交流し合う中で、子供たちの頑張りを認めてあげる、自尊感情を認めてあげる資料である。

また、保護者向けのプリントも作成している。子供たちの感染症に対する感情は、親の影響を受けやすいと考えている。例えば、親の「県外ナンバーが嫌ねえ」というような言葉の選びようがラベルだけで差別するような子供たちの態度に繋がっていないか。子供と親が一緒になって、学校の取り組みに合わせて考えてもらうような啓発資料を配布している。

事務局〔資料4に基づいて説明〕

前回の本協議会で紹介したスクールカウンセラーの報告をまとめたものである。子供たちに出てくる反応とどのような対応・支援をしたらいいのかをまとめた。

また、PTA協議会からも、保護者もかなりのストレスがあり、悩みを抱えておられるということで、少しでも心が軽くなるような情報提供ができないかと、相談窓口を紹介するちらしを作成した。

PTA協議会にも提供し、そのホームページにも掲載していただき、周知いただいている。この協議会で、各団体がそれぞれできること、お互いが繋がり合ってやっている取組として紹介させ

ていただく。

C委員〔当日配布資料に基づいて説明〕

県PTA協議会の子育て支援委員会で、今年度はいじめをテーマに取り組んだ。約20名の委員会であるが、意見を出し合い、話し合いを続け、「いじめ防止啓発ポスター」を作成した。子育てにおいて子供との関わり方の基本的な内容となっており、一人でも多くの保護者の子育て支援になることを願っている。

D委員〔資料6、当日配布資料に基づいて説明〕

いじめの予防では、学校ですべての児童生徒を対象とした実態調査が行われるが、これは年に数回であり、どうしても間が開いてしまう。ほとんどの先生はしっかりと児童生徒の普段の様子を見られているが、それが100%ではないことから、どうしても深刻化したいじめの事例が生じる。その中のいくつかは、通報に至るあるいはいじめ事案として対応していかざるをえないところまでいく。それが3次予防で、通報・相談の後で事案対応という形になる。例えばSTOPitや、最近では深刻化する事案を予測するシステムもできてきている（大津市）が、深刻化する前に対応をしていかないと、学校現場が疲弊してしまう。子供たちも傷が大きく残ってしまう。なるべく早く、傷が大きくなならないうちに、また学校現場が対応不可能にならないうちに対応するために考えたものが、「いじめ2次予防支援のためのモニタリングシステムの開発」という研究である。

このシステムは、学校におけるいじめの認知対応をより確かにするために、定期的な調査や通報アプリなどを補完するモニタリングシステムである。すでに多くの学校で行われている1次予防と3次予防の間を埋める、いじめ被害が懸念される児童生徒の継続的な経過観察のためのシステムである。

最初は手作業で開発し、先生方とやりとりしながら丁寧にフローチャートを作り、やがてネット上で自動化する。先生方の知恵に基づくいろいろな手順を自動化し、さらに判断の部分にベテランの先生方のノウハウが乗っかる形でのAI化を考えている。そのために、開発段階での協働をいくつかの学校で始めたいと考えており、議論いただき、お願いしたい。

その具体的な開発過程は、まず、いじめ認知・対応に優れた先生方の、いじめ被害を懸念される児童・生徒の経過観察における視点や適時性を聴き取り、そして、その知見を盛り込んだ研修資料を作成する。その資料に、観察のチェックリストや早期対応マニュアルのどこに気を付けるかといった観点がたくさん示せると思うが、先生方すべてがこれらを常時すべての子供にチェックするということが、学校は多忙で非常に難しい。優れた先生方は緻密な記録をつけておられるが、それを全部の先生ができるかというとなかなか難しい。適時、適切なタイミングで、これらのチェック内容を、全部ではなくて、一番小さな兆候から段階的に始め、小さな兆候でチェックが付いた児童生徒に関してだけそのあとさらに問題が起きていないか絞り込み、継続的に「観察」をしていただく。それをシステム上でフィードバックしていただき、それを生徒指導の先生と検討して、さらに「声掛け」をしていただいて、その結果もシステムに入れていくことによって、ちょっと心配だという児童生徒に関しては、担任のタイミングではなくて、生徒指導の先生のタイミングで、担任の先生に「この子の面談をしましょう」と、手遅れにならないような校内の連携システムを作っていきたい。また、本日の協議内容から、未解消の事案のフォローに関しても必要性を感じたので、組み込んでいきたい。

先生方が、すぐにすべての児童生徒に面談できるわけではないので、優先順位をつけて、なるべく早くに手を差し伸べられるような形にしたい。自分のクラスで問題を起こしたいと思っている先生はいないし、自分の子供に苦しんで欲しいと思う保護者もない。ところが、先生方が一生懸命でも空回りすることがあり、先生や保護者がよかれと思ってやったことが裏目に出ることもある。そういったところを、経験を積んで対応に優れた先生がいらっしゃるの、そういう先生方のノウハウを、このようなシステムを通じて、対応がうまくできないと思う先生を支えて、そのノウハウを適時システム上でやりとりしながらやがては自分の力としていただくというような、新任の先生が育つシステムという形としても開発したいと思っている。優れた先生のノウハウを見える形にして学べる形、身に付けられる形にしたいと思っている。

配付させていただいたリーフレットの「親子で取り組むいじめ予防」はこのシステムとは別のものであるが、研究仲間が作成したものである。保護者の方への配布許可をいただいているので紹介したい。

A委員

資料6について、客観的なチェックリストのようなものを、能力のある先生の意見を踏まえて、作成した上で、すべての先生がそれに従ってやっていけば、うまくいくぞというプログラムだと理解する。学校の先生が子供を見て、直感的に「やばいぞ」と感じる力が落ちているということか。そういう形で指導ができないから、マニュアルでやっていくしかないということか。

D委員

この件は、世界的に問題になっており、「教師の敏感さ(Sensitivity)」という言葉で議論されている。敏感さというものは、マニュアル化できるのか難しいと思うが、本当に優れた先生はスキルのレベルではなくて、アートのレベルでできるように拝見している。言葉に簡単にはできないというレベルでできる。

けれども、大学で養成をして勤めたばかりの新任の先生が1年目からできるかといったら、ふつう到底できない。しかし、できるようになってくれることを期待して、「勤めた学校で素晴らしい先生がいるから、学びなさい」と言っている。十分な力量が身に付いてから担任をするわけではなく、すぐに担任をする。その時に会った児童生徒にとっては、その先生がすべてなので、アートのレベルの素晴らしいものが伝わってなくても、例えば、「いじめられてるか」といった直接的な聞き方をするのではなく、「休み時間は楽しいか」と聞くとか、それに「うん」って言うけれどもそのタイミングが遅かったとか、その目が「助けて」っていつているだとか、そういったような何を見るのか、どこを拾うのが大事。そういうベテランの先生の聞き方や観点で、新任でもチェックできる-googleフォームのようなものを準備する。そこに担任の先生が、自分のクラスの児童生徒の気になることを入力する。それが自動的に一覧になり、それを生徒指導の先生がご覧になり、担任の先生と「この子が心配だね」と話ができるという形にしたい。

A委員

すばらしい取組であると思う。システムによって少しでも、子供たちに、いじめの芽が見えて指導に向かっていけたらすばらしい。直感力というか、その人の考え方、何を感じているか、こう感じるというような力は、今までの小学校中学校での教育の中で、やるべきである。次世代の人を見

据えたプログラムを将来的にお願いしたい。ぜひ進めて欲しい。

次に、各学校で起こったいじめ事象を各市町村教育委員会（以下、「市町村教委」という。）が把握し、それを奈良県教育委員会（以下、「県教委」という。）はどの程度把握できているか。それに対して県教委は市町村教委にどの程度指導や相談に乗っておられるのか。県教委の取組を教えてください。

教育長

県教委は県立学校からどんないじめが起こったか情報が入ってくる。市町村立の学校は市町村教委が所掌するので、県教委は統計処理、件数中心となる。重大事態があれば、県教委も把握し、県教委が指導主事を派遣したり、要請があれば講師に行ったりする。

A委員

重大事態にならなくても、市町村教委が困って県教委に相談があるかもしれないが、市町村教委は積極的にきちんと指導ができてきているのか。その体制はどうか。

教育長

市町村教委がきちんと対応している。それを信じないと、市町村に上げずに、県に全部上げろとなる。重大事態や重大事態になる前に、ケース会議に入るなど要請に応じている。

A委員

各市町村教委と学校とがどの程度、連携されているか気になる。また、県教委の担当が調査し、指導されているか知りたい。

教育長

教育委員会事務局の体制は、町村と市では全然違う。いじめ対応組織のある市教委と異なり、小さな町村では、学校から直接県教委に相談を受ける体制は作っている。

A委員

是非、県教委も積極的に関わっていただきたい。

E委員

資料1の5 発見のきっかけで、小中の「学級担任が発見」が少なく、それは教員の資質に関わるものなのかというご質問だが、委員お述べの通り教員の資質を磨くことは重要であると思う。

「保護者からの訴え」（子供が保護者に相談したり、保護者が子供を見て心配したりすることを含めて）も3%（小学校）である。これは、学校の先生が見つけられていないとか、保護者も見られていないということよりも、いじめが見えにくいものである。いじめを言えない、人に話すことができないと考えると、アンケートによる発見が非常に多いことは、いじめを発見する有効な手立てであると捉えることができる。このいじめアンケートをもっと改善し、ブラッシュアップしていくことが非常に大事である。学校の先生の資質を磨く、保護者もしっかり見てやることも大事であるが、学校の先生の資質がないから、相談をしないのだということは、少し違うと思う。

先ほど提案いただいたモニタリングシステムによって、いじめアンケートだけでは見えない、連続した、客観的に見るとことも大事であろう。アンケートも客観視し、担任一人で抱えるのではなく、皆で議論をする。そして、学校で議論したものを、当市ではいじめを専門的に取り扱う課と学校が連携し、いじめを未解消のままではなくて、解消するまで何か月もフォローアップしている。また、専門の校長OBも派遣している。

いじめは人権問題で、命に関わる基本的な問題である。重大な事象は県とも連携し、専門家である弁護士や医師に入っただけでも大事である。総合的には、システムも研究していただきたい。

B委員

モニタリングシステムはとても興味深く、新たな発想である。スーパーバイザーの方プラスAIを使い、何手か先の想定が見え、早く終結するための方法を模索していくという、二次予防と解釈した。

アンケートからの認知がとても多いことについて、先生が日頃とても忙しく学級を運営の中で、さらにもう一つスキルを上げろというのなかなか酷なことかなと思うと、子供自身の自己発信力を醸成する必要がある。いじめる側の子供のアンガーマネジメントのような、自己コントロールする力を、道徳や倫理だけではなく、スキルとして醸成していく教育もお願いしたい。

教育長

アンケートが多いのは、アンケート推奨してきたから。アンケートの実施率が低かったので、奈良県ではアンケートをしっかりやってくれと県教委から発信してきた。

子供は記名アンケートでは書きにくい。あまり出てこない。無記名アンケートでは結構出てくる。無記名アンケートでは意見が言えるけれども、逆に教員の感性が豊かでない、無記名で出てきたものに対して、教員が「あの子かな」「どうやろう」と感性が磨かれていく。無記名アンケートで子供の意見を吸い上げやすいようにしながら、教員のスキル、感性を高めていくような方向に持っていきたいと思っている。

子供たち自らが、「いじめが起こっているよ」「駄目だ」と、担任の先生などに、「あそこでこんなことがあったよ」と言える子供に育っていくことは一番の理想である。ホームルーム活動や道徳の授業、あらゆる教育活動を通して、子供たちがしっかり自分の考えや意見を述べる子供に育てていく方向で教育活動を行っていく。

D委員

児童生徒の自己解決力を伸ばすことについて、資料3にある「生徒会等による啓発活動」があるが、様々な形で発信をしている児童生徒もたくさんいる。リーフレット「親子で取り組むいじめ予防」7ページ下に、「傍観する子が、どうしたらいじめを止められる子になるのか」とあり、傍観者を抑止者にすることが大事で、いじめに対する免疫力を高めようとする、問題が生じたらどんどん悪い方向に転がって行くのではなく、その時に周囲の子たちの中にいじめに対して抵抗する力を自ら持っていることが、とても大切である。幼児期から大事だと思う。園でもたくさんいざこざがあり、3歳児・4歳児の時から、先生が「どうしたの」と双方に話を聞き、修復的な対応をしておられる。5歳児になると、その先生の様子を真似る姿さえ見られる。トラブルが起きた

場面は、困った場面でもあるが、抵抗力をつける場面でもある。そういう先生方の姿を園で拝見してきており、それを養成課程の中でしっかりと身に付けさせることも課題である。現場に出たら即戦力で頑張らなければならないが、養成しきれていないのが現状である。その反省に立って、送り出してからも支え続けたいといけな思っている。教職大学院やモニタリングシステム、研修で、養成校が責任を持って、送り出した教え子を支え続けたい。

F委員

私立学校で幼稚園から高校までを見る立場から現場の声を上げさせていただく。

今年度は7月まではコロナ対応一辺倒であったが、法人内の学校で、いじめの重大事象が起こったこともあり、理事長から各校で必ず、いじめに対する教員研修を行うよう指示があった。大学の先生に来ていただき、9月から、いじめ事象について常に取り組まなくてはならないということが始まった。

また、10月に、小学校で保護者対象のいじめの研修会を開催した。Zoom開催であったが、たくさんの方に参加いただいた。その内容は、「親は自分の子供がいじめる方にも、いじめられる方にもなって欲しくないはず。自己肯定感をどうやって育めばいいのか」であった。いじめる子は、家や学校で認めてもらっていない。かまってもらっていない。「どうせ自分なんか」「何であいつだけ認めてもらえるのか」と思い、そういう心がいじめに繋がっていくという内容であった。

保護者だけでなく教員も聞かせていただいた。先生の力量もあるが、先生という立場では、子供に対してどうしても上から目線になってしまうが、とにかく認めてあげる。褒めるというのは何を認めてやるか。ちょっとしたことでかまってるのが大事である。家庭でも同じく、コロナの時期に家庭におられるなら、かえってそういう取り組みをとっている内容であった。

幼稚園では、いじめについて子供たち全体にお話をするのではないが、個々の対応で何かあったときには、先生方から指導がある。小学校1年生で初めて道徳の時間等で、いじめについて学ぶ。小学校でたくさん学び始めるから、小1から小2にかけて、いじめの認知件数が多いのだと思う。小学校2年生になって、「自分の嫌なことは嫌と言えればいいよ」「先生、こういうことがありますと言えればいいよ」と教えられて、みんなの前でいじめが話題になる。2年生から3年生4年生になると、解決方法もわかる。こんなことをしたら嫌がるのかなと分かってくるという流れで、学年別認知件数を読んでいた。

次に、中高では年に2回、いじめに関するアンケートを取っている。12月に実施した第2回いじめに関するアンケートについて、教員が集約会議を行った。現場でいじめのアンケートをどう取り扱っているか知っていただきたい。記名ではないが、誰がいじめられているかはある程度推測できる。また、「誰々がいじめられているのを見た」という回答が一番多い。教員が一つずつ事例を報告していき、課題が3点出てきた。

1つ目は、いじめかどうか認知がきちんとできているか。報告によれば、「軽微で、1回で終わっている」という報告が多いが、それでいじめではないと言えるか。早く片付けようとしていないか。軽微なところにも何か深いものがないかと認識すべきだということが1つ目。

2つ目は、アンケートを受けて本人や関係者に事情を聞いても、語っていないことがないか。目つきが違うとか、何か隠しているなという感じがあるが、それ以上強引には引き出せないことがある。それをいかに聞き取り、引き出すかが、教師の役目ではないか。アンケートから見えないものを現場の教師は意識している。

3つ目は、いじめを発見し、経過観察する時に、生徒のどの場面を見て、大丈夫だとか、まだ続いているかと判断するのかを課題にした。授業中、生徒たちは先生の方を向いているので、いじめはない。休憩時間、食事の時、体育の更衣室、登下校それからSNS等による家庭、そのような場面でいじめが起こっている。そういったところで起こることをどう見付けていくかを課題にした。

最後に、アンケートの「何か言いたいことありませんか」という欄に、「本当に先生たちは解決してくれるのか」と書いている意見があった。生徒は信じてくれる方がいいが、生徒たちも真剣である。だから、アンケートに積極的に協力してくれる生徒たちの姿もあるが、疑っている部分もあるので、その期待に応えなければならない。

A委員

休み時間も先生たちは運動場に行っておられないし、子供の生の声や感じていることに触れに行くことが少ないのだらうと思う。やはり先生は忙しいのでしょう。子供と一緒に遊んだり、子供と触れ合ったりする休み時間や給食の時間とかに問題点があると感じた。

直感的に感じる先生と触れ合ってもわからない先生がいると思うが、そういう先生を評価することはできるのか。

D委員

先生方の力量の差異については、測れるレベルと測れないレベルがある。測れるレベルに関しては、教師の敏感さの尺度があり、研究が行われている。尺度を使って答えれば、ある程度分かるが、実際の場面でできるかどうかは別で、実はそのことを一番分かっているのは、児童生徒である。「この先生には言える」「この先生には言えない」といったことがある。

なかなか敏感さを醸成できない先生でも気持ちは一生懸命であり、どうやって現実の手立てにするかが難しい。現場での失敗も含めて、積み重ねて、だんだんできるようになっていく。ある程度言語化して伝えられるところもあるが、先生方の中で、世代間の伝え合いや、優れた先生の力量が他の先生、若い先生にも伝わる職場風土が大切である。チーム学校をスローガンにし、多職種連携だけではなくて、先生方がお互いのいいところを学び合える学校風土を築いてほしい。

A委員

NHKのEテレで、いじめに関する番組を見た。学校でどのような道徳教育をされているのか伺いたい。

事務局

県教委が作成した教材が道徳の教科書に採用された。内容は、「変わった子」と言われる子がいて、その友達の子が、周りの子がその子に対して「変わっているね」という言葉に対して気持ちの動きを表すもの。それをもとに、気持ちの動きをみんなで話し合う教材である。

映像による教材もあるが、教科書を使って、心情に迫るような授業を行っているところである。

D委員

道徳は「特別の教科」となり、教科書ができた。私が子供の頃は、道徳の時間と言いながら、テレビを見せるだけだったり、ほかのことをやっていたりするという実態があった。それをきちんと、道徳の時間を道徳としてやることになり、大きな前進である。読み物教材を大事にしつつ、心情理解や価値観を大事にしながら、最近ロールプレイを取り入れておられる先生もいる。

「いじめ免疫プログラム」の、世田谷区の先生方が行った実践では、スウェーデンのフレンズというNPO作成の、言葉は分からないが見れば分かるという1分程度の動画を見せて、「このビデオに合うスローガンは何だろうか」を小学生が考えて、それを発表した。ふり返りのワークシートには「いじめられっ子の味方になることは、いじめっ子のテキになることじゃない」などと書いてあり、本当に素晴らしい言葉を子供たちが紡ぎ出している。

道徳という教科のイメージが、価値を注入するとか、枠にはめるとか、そういった部分がかつてあったと思うが、それに対して児童生徒も反発する部分もあるし、先生方も自分ができてないと思うこともあった。

今、児童生徒が自ら、大人たちに対して、また社会に対して、また自分たちの学校の中で、「こういうふうにやりたい」「こんなふうにしていこう」と生徒会やいろいろなところで発信する姿が出てきているので、応援していきたい。

A委員

しっかりと取り組んでおられるということで、安心、納得した。コロナで授業が少なくなって、道徳の授業が減ったら困るなどと思った。取組を続けてもらいたい。

G委員

全体のいじめの件数を減らしていくことだけでなく、いじめを深刻化させないことも重要なテーマである。認知件数が非常に増えているが、その深刻さの程度も関心がある。資料6のモニタリングシステムの開発、検討をしていただく中で、認知した事案について、どのようにアセスメントをして、深刻度をどのように捉えるようになるのか気になる。

例えば、児童虐待だと、認知した虐待案件について、ABCという形で、深刻度を判定している。当初は軽く見ていたにもかかわらず、重大な事態になったとすると、そのアセスメントはどうだったのか検証作業が大切である。

アセスメントができていないのか、できていないのであれば今後どのように構築していくのが大切である。重大事態の報告について、どのように分析されているのか。重大事態になるからには、どこかの段階で見逃しがあるはずである。どのようにアセスメントされたのか、されなかったのか。それがどのような結果になったのか。実際どうしたらよかったのか報告いただきたい。

また、重大事態に関して各学校は非常に経験が少ないので、重大事態に対応して、よかった点やまずかった点も報告いただきたい。

会長

重大事態の個別事案についての詳細な報告は、関係者全員の了解が必要であり、秘密保持の観点からして、ここでは難しい。ただし、どういう点が課題であると、後日、学校等が考えたのか、どのように改善されたのか報告いただけると思う。事務局と相談させていただく。

会長

本日の協議会について、まとめさせていただく。

県教委の取組だけでなく、県PTAから貴重な取組を報告いただいた。奈良県臨床心理士会も支援ができるので、このポスターをご覧になって、困っておられる保護者をすぐに相談につなげていただけるように連携させていただきたい。

一番大きな議題は、いじめの認知、先生方の認知力をどう高めていくかであった。提案のあったモニタリングシステムは2次予防であって、スキルを提示して、これをやらしてもらえばOKというものではない。むしろ、これは教師としての態度を成熟させるうえで参考となる指標の言語化であり、先生方のアートの部分を深めていっていただくこととするプログラムだと思う。アートかスキルかという視点で捉えられない。今後、県教委と連携していただき、推進していきたい。

また、アンケートからの発見が多くて、先生方が発見される数が全国に比べて少ないという点をご指摘いただいた。これについては、先生方との信頼関係がないと子供はなかなかアンケートに書かないため、この結果をもって、先生との信頼関係がないということにはならないが、引き続き、検討が必要である。

さらに、加害をする子供たちをどう支援するのか問題提起をいただいた。協議会が立ち上がった時に、教育相談の充実という対策を打っていたが、いじめの認知課題に注力しており、加害者対策は、次の課題となっている。

県教委と市町村教委の連携についてご指摘いただいた。通常は県立学校でなければ、市町村教委が対応する。しかし、それで収まらない場合は、さらに県教委でも対応が必要な場合がある。先日も、私のところに持ち込まれた事案について、市町村教委・県教委との連携のもと、対応したところである。

道徳教育をどうしていくのかについてご意見をいただいた。ビデオ視聴がいいのではないかと、子供たちの主体性を尊重した教育が大事ではないかのご指摘があった。

最後に、いじめの深刻度をどう捉えるのか。どのように深刻な事態のアセスメントをしているのか、どのように対応してきたのか、しっかりとした研修が必要ではないかのご意見をいただいた。

大事な指摘であり、道徳教育と重大事態を含む深刻な事態におけるアセスメントの問題は、事務局と検討し、次回の課題とさせていただく。